

変わったこと

無症状陽性者の自宅療養期間、濃厚接触者の自宅待機期間が**短縮**されました！！！！！！

○無症状陽性者

これまで→検体採取日から 10 日間

これから→**検体採取日から 7 日間**

無症状とは？

37.5 度以上の発熱、鼻汁、咳、痰、のどの痛み、下痢などの症状が出ていないことをさします。

無症状の方は無症状が継続していれば検体採取日から 7 日間で自宅療養解除です。

1/29 (検体採取日)							2/5 (療養終了日)
0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日

○濃厚接触者

これまで→最終接触日から 10 日間

これから→**最終接触日から 7 日間**

1/29 (最終接触日)							2/5 (待機終了日)
0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日

また、**同居家族が陽性で濃厚接触者となった場合の自宅療養期間も短縮**されました！

これまで→最長 17 日(療養期間 10 日間+待機期間 7 日間)

これから→**発症日 or 自宅でのマスク着用などの感染対策開始日より 7 日間**

濃厚接触者である同居者(家族等)の待機期間の起算日について(教え方の例) 別紙

検査陽性者・同居者の別	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
検査陽性者(母)	母が… 発症	1日経過	2日経過	3日経過	4日経過	5日経過	6日経過	7日経過	8日経過 症状消失	9日経過	10日経過 療養解除
同居者(長男)	※家の中でもマスク着用・消毒等を開始	母発症による待機開始 1日目	母発症による待機開始 2日目	母発症による待機開始 3日目	母発症による待機開始 4日目	母発症による待機開始 5日目	母発症による待機開始 6日目	母発症による待機開始 7日目	待機解除		

【検査陽性者(母)に加えて、同居者である長女が追加で発症した場合】

検査陽性者・同居者の別	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
同居者(長女)	※家の中でもマスク着用・消毒等を開始	母発症による待機開始 1日目	長女が… 発症	1日経過	2日経過	3日経過	4日経過	5日経過	6日経過	7日経過	8日経過 退院基準を満たすまで療養継続
同居者(祖母)	※家の中でもマスク着用・消毒等を開始	母発症による待機開始 1日目	母発症による待機開始 2日目	長女発症による待機開始 1日目	長女発症による待機開始 2日目	長女発症による待機開始 3日目	長女発症による待機開始 4日目	長女発症による待機開始 5日目	長女発症による待機開始 6日目	長女発症による待機開始 7日目	待機解除

※ 上記では、「検査陽性者の発症日」と「検査陽性者の同居者が家の中で感染対策を始めた日」が、「同一の日(0日目)」であるケースをお示ししています。

変わっていないこと

症状がある陽性者の自宅療養期間や濃厚接触者の定義は変わりません！

○症状がある陽性者の自宅療養期間 発症日から **10 日間！**

○濃厚接触者の定義（再掲）

1. 陽性者と同居、あるいは長時間の接触（車内・航空機など）があった人
2. 陽性者の痰や鼻水もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い人
3. **手で触れることの出来る距離（半径 1メートル程度）で、**

マスクなしで会食や会話、喫煙など 15 分以上接触があった人

多くの方が該当するのが③だと思いますが、

1メートル以内・マスクなし・15分以上の3つ全てが当てはまる場合のみです。

どれか2つだけでは濃厚接触者に該当しません。

例1) 同じ部屋の中で会議をした相手が陽性になった。15分以上、1メートル以内 だったがマスクは外さな
かった。

→濃厚接触者ではない。

例2) 喫煙室内で一緒になった人が陽性になった。1メートル以内・マスクなしだ が、5分のみだった。

→濃厚接触者ではない。

出社基準

○社員が陽性

①症状あり

発症日から **10 日間経過**していること

+

解熱剤を服用しなくても **72 時間以上継続して解熱**していること

+

咳などの呼吸器系の**症状が軽快**していること

②無症状

発症日から **7 日間経過**していること

+

無症状であること

○社員が濃厚接触者

①同居している人の濃厚接触者

発症日 or 自宅でのマスク着用などの感染対策開始日より **7 日間経過**していること

+

無症状であること

②同居していない人の濃厚接触者

陽性者との最終接触日から **7 日間経過**していること

+

無症状であること

陰性証明発行・提出に関して

現在自宅療養期間や自宅待機期間解除にあたり**検査は不要**です。

そのため原則として**陰性証明は発行されません**。

渡航などの特別な事情がある場合などを除き、医療機関の混乱を避けるため

発行は控えるように厚生労働省から通達がでています。